

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月及び同年3月

私が20歳になってしばらくしてから、母親がA町役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、送られて来た納付書で20歳からの保険料をさかのぼって納めたはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和57年2月及び同年3月の2か月間が未納とされている。申立期間の2か月が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金制度の発足当初から加入し、昭和42年11月から任意加入、54年4月からは付加保険料も納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、母親が加入手続き後すぐに20歳までの保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日からすると過年度の保険料となる昭和57年4月から58年3月までの保険料が納付されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立期間の2か月のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 692

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

中学卒業後、家業であるAの仕事に就いていた。父親が国民年金の加入手続をし、次姉が、私の分を含む家族の保険料を納付していた。

家が全焼したので、資料等は残っていないが、父親の戦友であった人が毎月保険料の集金に来ていた。申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の父親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入しており、兄及び次姉は、20歳から国民年金に加入し、そのいずれもが20歳から申立期間を含め国民年金保険料を納付していることから、申立人のみ22歳からの加入とされ、申立期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、当時の集金人の名前、次姉が家族の国民年金保険料を毎月まとめて当該集金人に納付していたことなどを記憶しており、申立期間当時、申立人が居住している地域では当該集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容には信^{びよう}憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年3月から31年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月30日から36年8月1日まで
昭和29年12月から36年7月末までA社(途中、B社に商号変更)に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。32年に結婚し、33年4月には長男が誕生したので、申立期間は働かずにはられない時期だった。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和29年12月1日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、30年3月30日に資格喪失したとされているが、商業登記簿及び同僚の証言によると、申立人は、当該事業所が32年8月15日にB社と商号変更した時点において当該事業所の取締役就任し、その後33年12月ごろまで当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人以外の取締役及び監査役を含む5名全員が、A社において、申立人と同日の昭和29年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった32年1月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人も当該5名全員と同様に、同年1月1日まで当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったものと認めることができる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間のうち、昭和 30 年 3 月から 31 年 12 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 2 月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主も亡くなっていることから確認することができないが、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの 30 年 3 月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 3 月から 31 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 32 年 1 月 1 日から 36 年 8 月 1 日までの期間については、社会保険事務所の記録によると、A 社は、32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該期間において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はおらず、32 年 8 月 15 日に同社が商号変更した B 社も、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年1月までの期間、49年8月から同年11月までの期間、50年3月及び60年8月から平成5年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月から47年1月まで
② 昭和49年8月から同年11月まで
③ 昭和50年3月
④ 昭和60年8月から平成5年4月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間については、納付の事実が確認できないとの回答があった。

しかし、勤めていた会社を退職後、国民年金保険料の督促を何度か受け、A市役所で納付した記憶があるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤めていた会社を退職後、重要部分が朱書きされた督促状を受け取り、A市役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、社会保険事務所は、「保険料の未納者に対しては、納付書に納付勧奨の書面を添えて送付し、それでも納付の事実が確認できない者には、はがきの催告状を送付していた。」としている。

また、申立人が保険料を納付していたと主張するA市役所の保険年金課は、「昭和60年以降は、国民健康保険の滞納者に対して、毎月の納付期限の翌月18日から20日に督促状を発送していた。」と回答しており、当該市役所が国民年金保険料の未納者に対して督促していたことをうかがわせる事情は見当たらなかったことを踏まえると、申立人が主張する督促状は国民健康保険に係るものであったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧であり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 694

第1 委員会の結論

申立人の平成2年5月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月から3年3月まで

私は、当時、大学生であったが、父親から国民年金に任意加入したと聞いている。父親が、申立期間も保険料を納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から平成3年3月以降に払い出され、資格取得日は、学生が強制加入となった同年4月1日であることが確認できる。

また、当時、申立人と同様学生であった兄についても、申立人と同じ平成3年4月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、国民年金手帳記号番号は申立人と2番違いで払い出されていることから、申立人の父親は、学生が強制加入となった同年4月1日をもって、当時大学生であった兄弟の国民年金加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする父親の記憶は不明確である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
婦人会の役員に勧められ、長女出産後の昭和35年10月に国民年金に加入し、毎月100円の保険料を婦人会の集金で納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月に国民年金に加入し、申立期間の保険料を婦人会に納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は40年1月6日に払い出されており、その時点で、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、残りの期間の大半は過年度となるため、その保険料は婦人会等の納付組織に納付することはできない。

また、申立人は、夫と同じ日に加入手続をし、夫と共に保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月23日に払い出されており、申立期間はすべて申請免除期間であることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月から同年 11 月まで
社会保険庁の記録(標準報酬月額)が当時の給与 20 万円と比べて低額であるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 11 年 7 月 12 日付けで同年 7 月の随時改定の月額変更届により 9 万 2,000 円と記録されたことが確認できるところ、当該標準報酬月額については、さかのぼった訂正処理等、不自然な点は見られない。

また、商業登記簿により、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

さらに、A社は、平成 11 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間について、当時の賃金台帳等の関連資料は保存されておらず、このほか、申立期間における申立人の主張する厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又知り得る状態であったと認められることから、仮に申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月11日から50年10月1日まで
期間は特定できないが、申立期間中にA社に勤務していた。同社のB事業に私のCの資格が必要と誘われて勤務していたので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び当時の総務担当者の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、「A社は、昭和47年6月1日の新規適用以来、原則として従業員はすべて厚生年金保険に加入させていたが、申立人は、何らかの事情があって厚生年金保険に加入していなかったと記憶している。」と証言している上、当時の総務担当者も、「申立人は他の人と違って、給与は毎月定額で所得税や厚生年金保険料等は控除していなかった。」と証言している。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年6月から49年7月までの期間について、D共済組合の組合員であったことが確認できることから、当該期間において厚生年金保険と重複して加入することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い上、申立人は、A社に勤務したとする期間の記憶が曖昧である。

なお、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
A社を平成 18 年 9 月末日で退職したが、厚生年金保険の記録は前月の 8 月までとなっている。しかし、9 月までのはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった給与支払明細書により、申立人は、平成 18 年 9 月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日は、平成 18 年 9 月 30 日とされており、雇用保険における離職日の記録（同年 9 月 29 日）の翌日とも一致している。

さらに、A社の事業主は、「当社の平成 18 年 9 月の最終営業日が 29 日であったため、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 9 月 30 日として届け、申立期間の厚生年金保険料を控除しなかった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、同社が平成 21 年 6 月 15 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格事項訂正届を提出したことにより、既に 18 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正されているが、当該訂正処理は、保険者の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われた確認請求に基づくものであり、申立期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象となる期間と認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 425

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月20日から23年1月8日まで
父親が勤務していたA社に入社し、Bの部品のCを製作していた。入社当時は、戦後間もない時期であり、給与は月額1,800円ほどだったが、社会保険料等の額は記憶に無い。
当時の工場長、労務課長等の名前も覚えており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするA社は、申立期間前の昭和20年9月25日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社に勤務していた申立人の父親も同日付けで被保険者資格を喪失している。

また、申立人がA社における上司及び同僚として名前を挙げた者は、いずれも申立人が申立期間後に勤務したD社E工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者であって、A社における被保険者記録は無い上、申立人が名前を挙げた者からは、「私はA社に勤務したことはない。」との証言が得られている。

さらに、申立人は、父親と2、3年同じ会社で勤務していたと主張しているが、申立てに係るA社に加え、申立人の父親が勤務していたF社及びD社E工場も、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主等も死亡しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管するF社及びD社E工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立期間において申立人

の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。